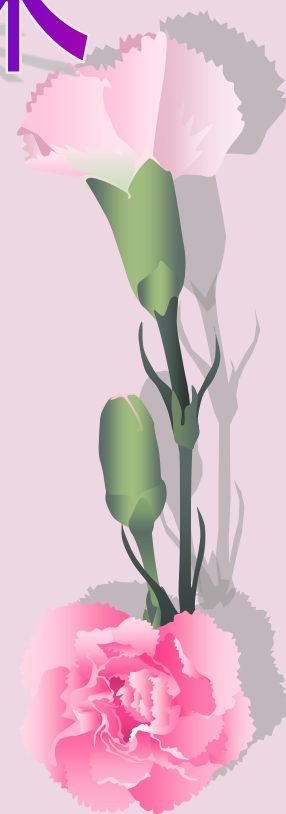


安心生活創造事業

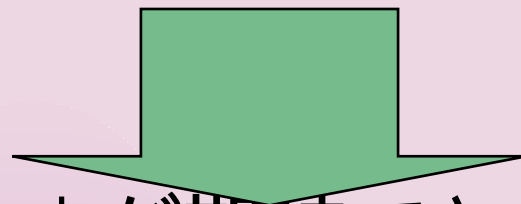
国のモデル事業

平成21年度～平成23年度



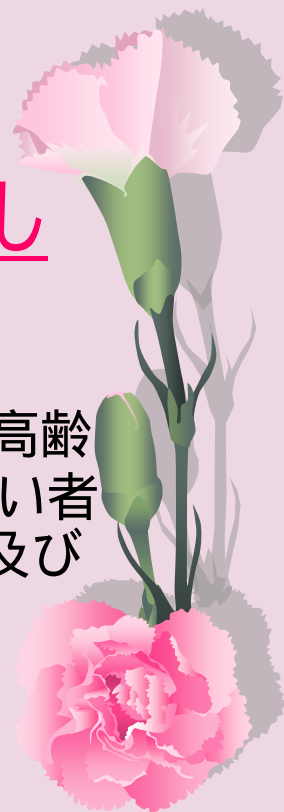
1. 基本理念

❁ 悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり



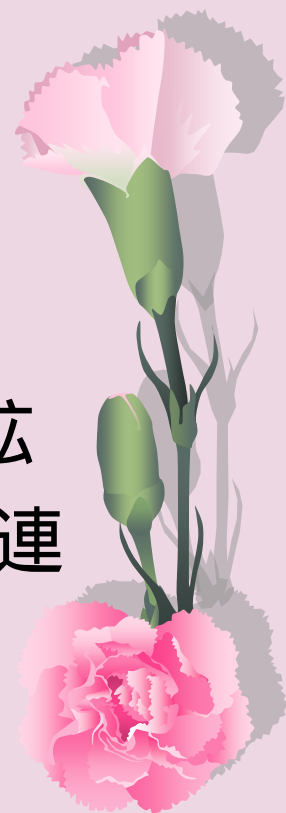
❁ 家族のサポートが期待できない 一人暮らし世帯等 に対し、地域の支援が必要

「一人暮らし世帯等」…一人暮らしの高齢者・障がい者世帯、高齢者・障がい者のみ世帯、日中または夜間一人暮らしの高齢者・障がい者他地域から孤立するおそれがあり、定期的な基盤支援が必要な者及び世帯



2. 目的

- 国 …… 一人暮らし世帯等への見守り及び買物支援(以下「基盤支援」という)を行うことにより、一人暮らし世帯等が、地域で安心して暮らせるための支援を行う。
- 市 …… 一人暮らし世帯等への基盤支援を行うことにより、地域福祉活動の推進及び拡充(小域圏での活動に加え中域圏での連携)を図る。



3. 事業の三原則

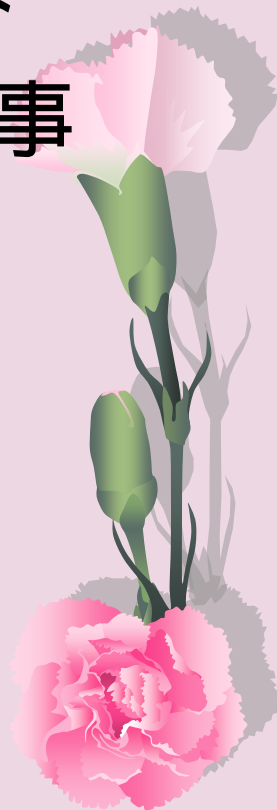
- (1) 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。
- (2) 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。
- (3) それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む。(「第4のポケット」)



4. 事業概要 (市原市)

- ❁ 実施主体 … 市原市、社会福祉協議会、
地域包括支援センター
- ❁ 協力団体 … 民生委員、小域福祉ネット
ワーク、商工会議所、民間事
業所、NPO、ボランティア他
- ❁ 地域選定 … 南総地域

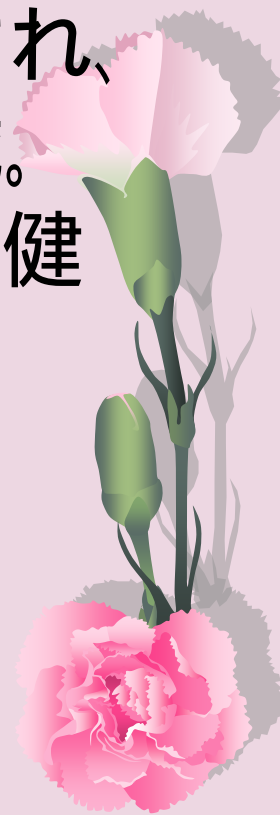
選定理由へ



選定理由

国の選定基準(人口20,000人程度・中学校区域相当)に類似しており、全ての小学校区において小域福祉ネットワークが設置され、地域福祉活動の推進が図られている地域。また、地域福祉活動拠点となりうる南部保健福祉センターの建設が予定されている。

対象者へ



❁ 対象者 …… 一人暮らし世帯等 (以下「要援護者」という)

❁ 基盤支援

見守り) …… 早期発見 (安否確認・変化の察知)、
早期対処、犯罪被害等を予防する危機
管理、生活に必要な情報提供や助言を
提供する情報支援、孤独感を軽減し安
心感を与える不安解消

買物支援 …… 生活に必要なものを市場サービスか
ら調達するための買物支援 (情報提供、
宅配活用等)



5. 事業三原則の実施に向けて

(1) 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。

🌸 全戸訪問調査の実施(市保健福祉課)

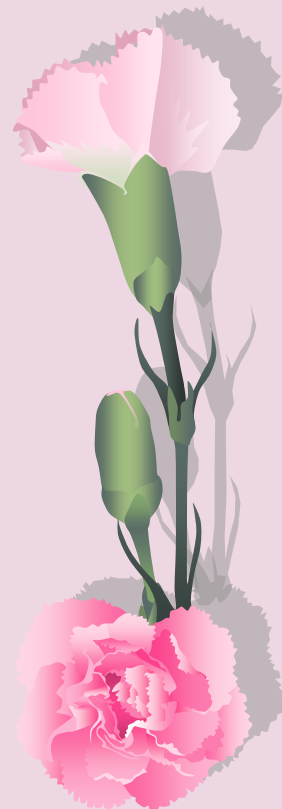
・実施理由

地区内の要援護者の市の情報、個々の団体における情報については、実態との相違及び全網羅されていないことから、この事業を機に訪問調査を行い、新たに調査結果の情報を事業推進主体及び基盤支援協力団体(一部)が共有することにより事業の推進を図りたい。また、災害時要援護者リストの作成に情報利用したい。

・調査内容

世帯状況(身体状況含む) ニーズ(事業に対するアンケート) 情報の利用、共有に対する同意

調査方法へ



・調査方法

国勢調査の方式をとる(調査員)

国勢調査で使用する調査区街図を基に調査票を配布し、回収する。(郵送による回答も可)

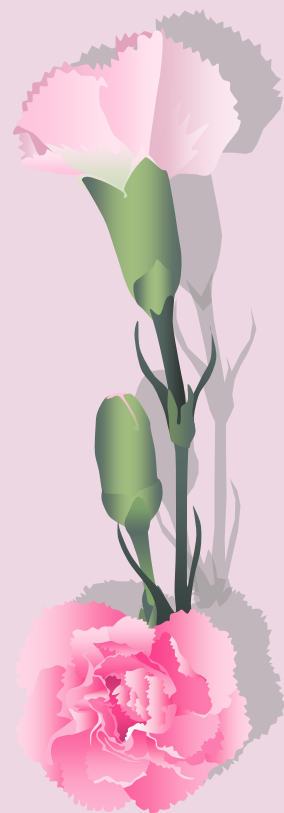
・調査員の募集

小域福祉ネットワークから優先的に募集する。調査員の不足分については、市にて補充する。募集の詳細については、別紙参照。

小域福祉ネットワークの優先理由として、地域に詳しく既存情報を活用できる。調査実施とともに地域福祉活動を行っている小域福祉ネットワークについて地域住民に周知、説明、広報をおこなうことができる。

・今後の情報更新

随時更新(新規情報含む)とする。(巡回訪問、相談窓口)



(2) 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

市が目指す体制

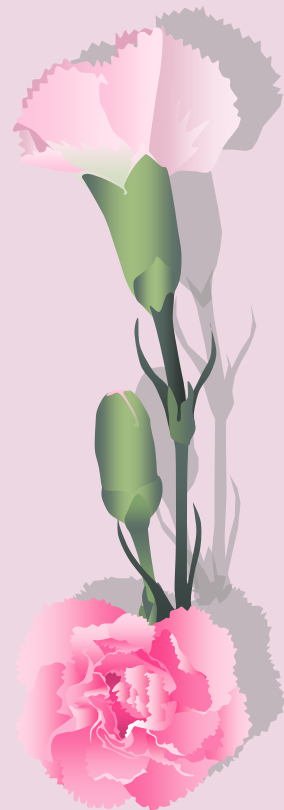
買い物支援事業の環境づくりと拡充

各団体の既存活動・事業に対して新しい情報提供と相談業務のフロー化

地域と救急対応の協力と強化(救急車)

(福祉医療情報キット「みまもりくん」の配布)

実施主体



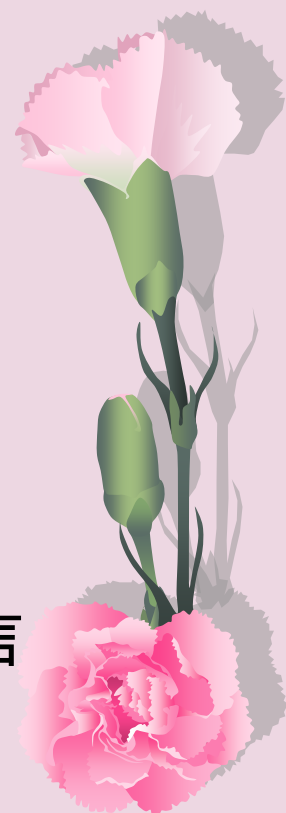
実施主体の役割

市(保健福祉課)

- ・厚生労働省との連絡調整
- ・安心生活創造事業推進会議の開催(1回/年)→同会議の事務局を担う
- ・事業推進主体(市、社協、包括)連絡会議の開催(随時)→同会議の事務局を担う
- ・対象者の把握
- ・第4のポケットの充実に取り組む
- ・アイディアグッズの募集
- ・事業評価検証会議の開催(1回/年)←外部委員
- ・事業協力団体の拡充

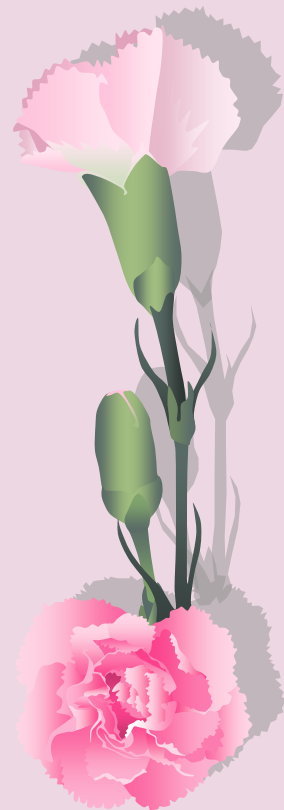
市(地域包括支援センター)

- ・困難事例等への対処
- ・安心生活創造事業推進会議事務局への情報提供、助言
- ・保健医療福祉サービス介入ネットワークの設置と連携

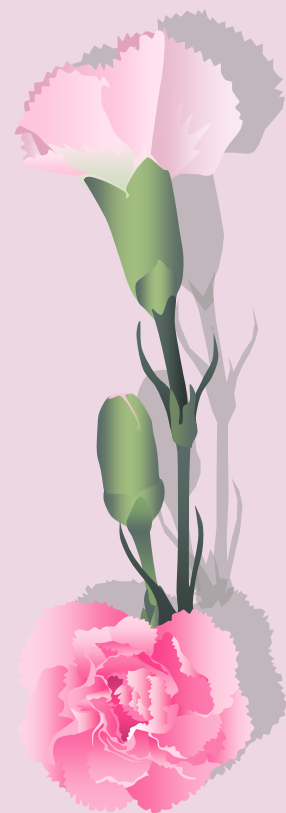


市社会福祉協議会(事務局)

- ・事業協力団体との連絡調整(見守り・買物支援)
- ・事業協力団体の拡充
- ・安心生活創造事業推進会議の開催(1回/年)→同会議に関する事務を担う
- ・見守り、買物支援者台帳の作成と管理
- ・第4のポケットの充実に取り組む
- ・対象者の把握(随時更新)
- ・個配、宅配サービスの利用状況の収集
- ・個配、宅配サービス実施事業の情報収集
- ・買物支援協力業者の広報
- ・広報掲示板の設置
- ・相談窓口(南部保健師駐在所)の設置



- ・コーディネートの依頼
- ・「みまもりくん」に関する事務
- ・ファンド(基金)の設置、管理
市社会福祉協議会(事業所)
- ・事業の提供 → 契約訪問
ホームケアサービス事業(社協事業)
生活管理指導員派遣事業(市受託事業)
訪問介護事業(介護保険)
- 地域包括支援センター トータス
- ・コーディネート(訪問調査含む)
- ・困難事例等への対処
- ・安心生活創造事業連絡会議事務局(南部保健師駐在所)へのコーディネート結果報告、情報提供、助言
- ・相談窓口(南部保健師駐在所)の設置(定期的・職員)
- ・保健医療福祉サービス介入ネットワークとの連携



協力団体

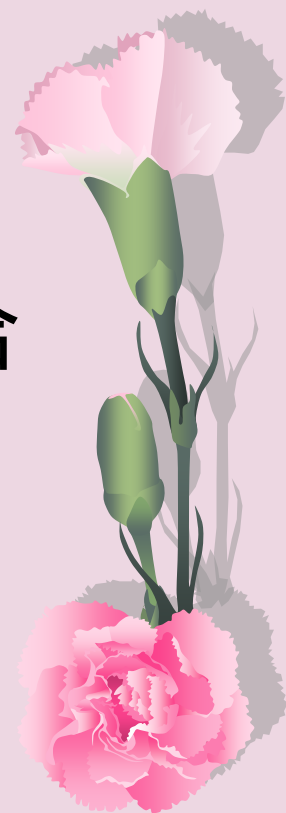
小域福祉ネットワーク

・巡回訪問、茶話会等の自主活動又は、ネットワーク構成団体の活動に協力する。

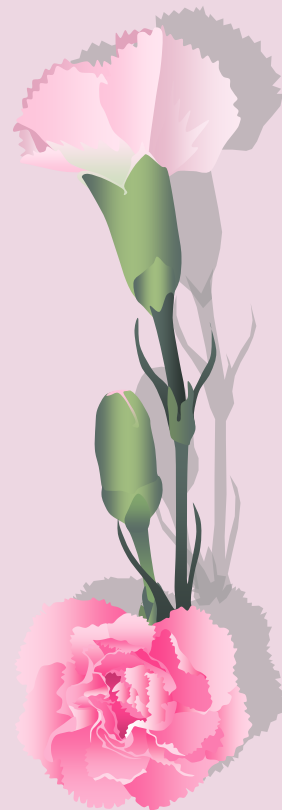
a 既に実施している見守り、支援活動（サロン）との関係は、既存活動に本事業の相談事務フローを加える。

b 新規に活動の実施を考えている場合は、本事業の相談事務フローを取り込む。

情報提供・相談事務フロー図参照



- 民生委員児童委員協議会・NPO等協力団体
- ・既存活動と本事業の相談事務フローを加える。
 - 郵便局、金融機関、ヤクルト他民間業者等
 - ・業務中に安否確認を実施協力。
 - ・相談事務フローの実施協力。
 - ・緊急時対応の協力。
- 買物支援協力業者・団体
- ・個配、宅配の実施協力。
 - ・相談を受けた場合の連絡。
 - ・緊急時対応の協力。



(3)それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む。

・事業の実施するための経費(単年度)

🌸 世帯状況、ニーズの調査関係費。 (H21)

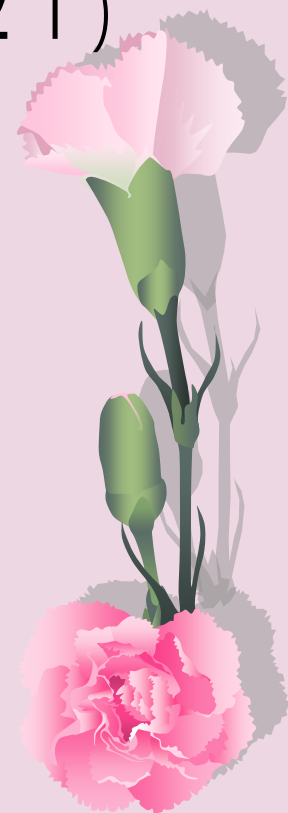
🌸 事務所経費(消耗品費他)。

🌸 福祉医療情報キット購入費。 (H21)

🌸 買物支援協力企業等の広報費。

🌸 調査集計管理経費。 (H22)

🌸 アイディアグッズ関係費。 (H21・22)



・自主財源

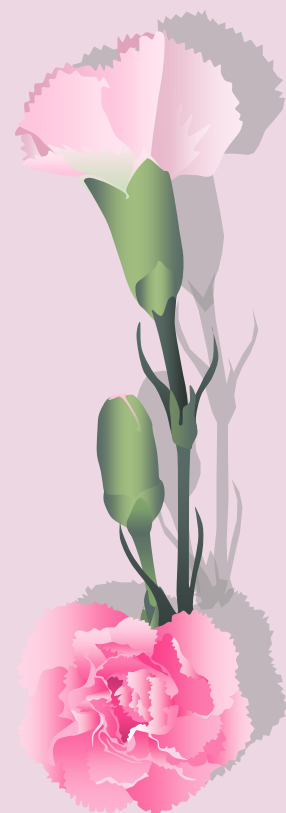
- 🌸 千葉県共同募金会配分金他
- 🌸 地区内の募金、賛助金活動
- 🌸 応援グッズ、福祉医療情報キット

・国等からの補助

- 🌸 国庫補助金(H21 ~ 23)
- 🌸 市補助金他(H24 ~)

・特財(条件付)

- 🌸 日赤市原支区 地域福祉活動費
- 🌸 日本財団 福祉拠点整備助成金



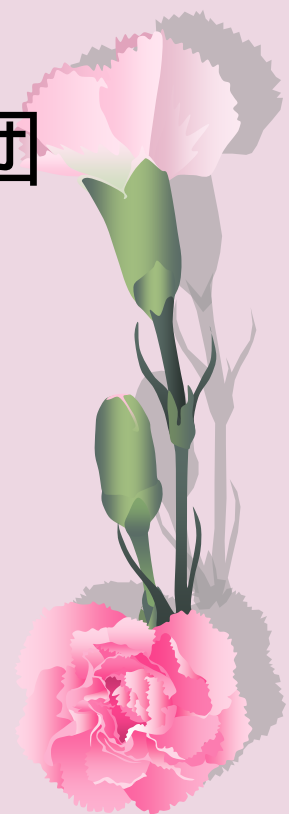
6.個人情報の取扱いについて

(1) 事業推進主体(市・社協・包括)と基盤支援協力団体

- ❁ 協定書を締結し、情報共有。
- ❁ 情報の項目、提供の時期については、各団体と相談し、決める。(特に協力民間企業)

(2) 各対象者と実施主体

- ❁ 同意書をとる。
- ❁ 調査時に併せて同意をとる。



情報提供・相談事務フロー

